

○ 構成大学における連合農学研究科教員候補者推薦に関する指針

〔平成 2 年 1 0 月 1 9 日〕
連合農学研究科要項等第 3 号

- 1 この指針は、鳥取大学大学院連合農学研究科教員資格審査規則（平成 2 年 1 0 月 1 9 日鳥取大学大学院連合農学研究科規則第 1 号。以下「規則」という。）第 1 1 条の規定に基づき、各構成大学からの連合農学研究科教員候補者（以下「候補者」という。）の推薦に関する必要な事項を定めるものとする。
- 2 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科における農学専攻長及び国際乾燥地科学専攻長、島根大学大学院自然科学研究科長並びに山口大学大学院創成科学研究科長（ただし、島根大学大学院及び山口大学大学院において、当該研究科長が農学系学域所属の教員でない場合は、それぞれ農学系学域所属の副研究科長とする。以下「研究科長等」という。）は、それぞれ規則第 4 条に規定する候補者を推薦するための候補者推薦委員会（以下「委員会」という。）を連合農学研究科の専攻ごとに設ける。
- 3 委員会は、当該大学の次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 研究科長等
 - (2) 代議委員会委員
 - (3) 候補者の属する専攻の主旨指導教員資格者（准教授を除く。）
- 4 委員会は、規則第 5 条に規定する資料を候補対象者から提出させて、規則第 2 条及び第 3 条に規定する資格について内部審査を行う。
- 5 委員会に委員長を置き、研究科長等をもって充てる。
- 6 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 7 委員会は、委員（出張者、海外渡航者（私事渡航を除く。）及び長期療養中のものを除く。）の 3 分の 2 以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 8 委員会は、推薦の適否の判定を無記名投票により行い、「適」の票数が投票総数の 4 分の 3 以上の得票者を候補者とする。
- 9 研究科長等は、前項の候補者が決定したときは、規則第 4 条に規定する候補者として連合農学研究科長に推薦する。

附 則（平成 1 2 年 2 月 1 8 日連合農学研究科要項等第 2 号）

この要項等は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 7 年 9 月 2 日連合農学研究科要項等第 3 号）

この要項等は、平成 1 7 年 9 月 2 日から施行する。

附 則（平成 1 9 年 2 月 1 6 日連合農学研究科要項等第 4 号）

この要項等は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 4 年 2 月 1 7 日連合農学研究科要項等第 1 号）

この要項等は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 8 年 2 月 1 9 日連合農学研究科要項等第 3 号）

この要項等は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 9 年 2 月 1 7 日連合農学研究科要項等第 1 号）

この要項等は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月16日連合農学研究科要項等第3号）

この要項等は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和7年8月22日連合農学研究科要項等第3号）

この要項等は、令和8年4月1日から施行する。